

庄企商第 394 号  
令和 4 年 3 月 29 日

J A 三井リース建物株式会社  
代表取締役 工藤 真樹 様

庄原市長 木山 耕三  
(企画振興部商工観光課)

大規模小売店舗立地法の規定による届出に係る市の意見について (通知)

令和 3 年 10 月 25 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により、市は意見を有しないことを通知します。

なお、注意事項として下段に後述します。

名 称 (仮称) ウォンツ東城店  
所在地 庄原市東城町川東字五反田 1152 番 1 ほか  
設置者 J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹  
東京都中央区銀座八丁目 13 番 1 号

○ 注意事項

- (1) 来退店車両による混雑により一般交通に影響を及ぼす可能性がある場合は、誘導員を配置するなど、適宜、適切な誘導を実施し、周辺混雑等の防止に努めること。
- (2) 夜間における騒音レベルの最大値が基準値を超えている予測地点があることから、届出書に記載の騒音防止対策を確実に実施するとともに、騒音の抑制に努め、近隣との騒音等の問題が生じた場合は、対策について十分相談のうえ誠実に対応すること。
- (3) 営業開始後も交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第 10 条に規定するとおり店舗周辺の生活環境の保持について適切な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第 14 条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- (4) 周辺地域住民等からの苦情が発生した場合は、誠実に対応し、速やかに必要な対策を講じるよう努めること。